

新潟県消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第10号**

新潟県消防法施行細則の一部を改正する規則

新潟県消防法施行細則（昭和41年新潟県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(立入検査証票) <b>第5条</b> 法第16条の5第3項において準用する <b>法第4条第2項</b> に規定する証票の様式は、 <u>経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年経済産業省令第77号）別記様式</u> のとおりとする。	(立入検査証票) <b>第5条</b> 法第16条の5第3項において準用する <b>法第4条第4項</b> に規定する証票の様式は、 <u>別記第5号様式</u> のとおりとする。  <b>第5号様式</b> （第5条関係） 消防法第16条 の5による 立入検査証  (略)

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。